

所管事務調査 視察報告書

武蔵野市「あんしん住まい推進協議会」

令和7年10月 宜野湾市議会 福祉教育常任委員会

1 視察の目的と背景

本市では、身寄りのない高齢者への居住支援の強化を重要課題と捉え、令和6年度に国土交通省の「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」に参加し、令和7年度には課題整理を実施している。

令和8年度以降の協議会設立に向けて、先進的な取り組みを行う武蔵野市の「あんしん住まい推進協議会」を視察し、制度設計や庁内連携、民間との協働の仕組み等について学ぶことを目的として調査を実施した。

2 武蔵野市の取り組みの特徴

(1) 丁寧な準備プロセス

- 令和3年3月に住宅マスタープランに協議会設置を明記
- 令和4年3月～10月に準備会を開催（約8ヶ月間）し、不動産団体・福祉団体・庁内関係課が協議を重ね共通認識を形成
- 先行自治体（中野区・調布市）へのヒアリングを実施
- 令和4年12月に協議会発足と同時に事業運用を開始

(2) 福祉と住宅の対等な連携体制

協議会は学識経験者、不動産関係団体3団体、福祉関係団体3団体、庁内3部長で構成。

さらに庁内調整会議（7名）を設置し、都市整備部と健康福祉部の各課長が実務レベルで連携。事務局は都市整備部宅地対策課が担当するが、福祉部門が対等な立場で参画している点が重要。

(3) 実効性のある両面支援

【入居者支援】

- 契約時同行支援、家賃債務保証会社の紹介・保証料助成、電話・訪問による見守り

【オーナー支援】

- 緊急連絡装置助成、少額短期保険加入支援、残置物処理費助成、バリアフリー改修費助成

オーナーの不安を解消する支援を充実させることで、高齢者等の受け入れ促進を実現。

(4) 着実な実績

年度	申請件数	内訳（生活保護）	内訳（高齢者）	内訳（障害者）
令和4年度	11件	－	－	－
令和5年度	23件	－	－	－
令和6年度	21件	6件	15件	7件

※協力不動産店登録制度により17店舗が協力

3 武蔵野市が抱える課題（本市への教訓）

先進市である武蔵野市でも以下の課題があり、本市設立時に事前対策が必要。

- 孤独死への不安から協力物件が少ない → 見守り体制・死後事務支援の充実が必要
- 80代以上・身寄りのない方の契約が特に困難 → 伴走支援の強化が必要
- 債務保証会社の審査が通らない方が多い → 市独自の支援策検討が必要
- 緊急連絡先を確保できない方への対応 → 市の関与のあり方検討が必要
- 転居支援後の福祉サービスへのつなぎ → 居住支援と生活支援の一体化が必要

4 本市への具体的提言

(1) 段階的な協議会設立スケジュール

【令和7年度】準備・課題整理

- 伴走支援プロジェクトの成果を踏まえた課題整理完了
- 庁内関係課（福祉・住宅）との共通認識形成
- 支援メニュー（入居者・オーナー）の検討

【令和8年度】協議会設立・基盤整備

- 準備会開催（不動産団体、福祉団体、庁内関係課）
- 居住支援協議会の正式設立
- 協力不動産店募集・登録制度構築
- 事務局体制整備と予算確保

【令和9年度～】事業実施・拡充

- 相談受付・物件紹介・契約支援開始
- 入居者支援（保証料助成、見守り）・オーナー支援（保険、残置物処理）実施
- 実績検証と支援メニュー見直し・拡充

(2) 優先整備すべき支援メニュー

【入居者支援（必須）】

- 契約時同行支援、家賃債務保証会社紹介、保証料助成、見守り支援

【オーナー支援（必須）】

- 緊急連絡装置助成、少額短期保険加入支援、残置物処理費助成

【本市独自の検討課題】

- 緊急連絡先確保困難な方への支援（市が緊急連絡先となる仕組み等）
- 債務保証審査が通らない方への対応（市独自保証制度等）
- 入居後の福祉サービスとの連携（生活支援の一体提供）

(3) 庁内連携体制の構築

- 庁内調整会議設置（福祉・住宅部門の課長級で構成）
- 事務局の明確化（主管課の決定または共同事務局）
- 定期的な情報共有と課題検討の場設定
- 福祉サービスへのつなぎの仕組みづくり

(4) 必要予算と財源

年度	想定規模	主な内訳
令和8年度（設立年度）	約100万円	協議会運営費50万円、研修・視察費30万円、広報費20万円
令和9年度以降（事業実施）	約550万円	協議会運営費50万円、入居者支援300万円、オーナー支援200万円
国庫補助（活用予定）	—	居住支援協議会活動支援事業（国交省）、居住サポート住宅推進事業（国交省）

5 まとめ

武蔵野市の事例から、居住支援協議会の成功には①十分な準備期間（約8ヶ月の準備会）、②福祉と住宅の対等な連携体制、③実効性のある両面支援（入居者・オーナー）、④民間事業者との丁寧な関係構築が不可欠であることが明らかになった。

本市においては、現在進めている課題整理（令和7年度）を着実に進め、令和8年度の協議

会設立、令和9年度の事業実施という段階的展開により、無理のない持続可能な支援体制を構築すべきである。

特に、身寄りのない高齢者への支援という本市の重要課題に対応するため、緊急連絡先確保、債務保証審査対応、入居後見守り、死後事務対応について、武蔵野市でも課題となっている点を参考に、本市独自の支援策を検討していく必要がある。

住宅確保要配慮者の誰もが安心して住まいを確保できる宜野湾市の実現に向けて、今こそ具体的な一歩を踏み出すべき時である。

6 委員意見まとめ（所管事務アンケートより）

本視察後に実施した委員アンケートから寄せられた主な意見を以下に取りまとめる。

（1）財政力・規模の差への懸念

武蔵野市や三鷹市は財政力が極めて高い都市であり、同水準の制度を宜野湾市にそのまま適用することには大きな隔たりがある。等身大での制度導入が市民負担を生じさせる可能性についても慎重に検討すべきとの意見があった。

（2）協力不動産店・物件の不足

空き家率が宜野湾市と同程度の武蔵野市においても、協力不動産店の登録数が 17 店舗にとどまり、紹介できる物件が少ないという課題がある。本市においても同様の問題が生じる可能性が高く、事前の対策が求められる。

（3）専任体制の必要性

高齢者からの申請が多い中、生活保護など福祉部門との連携も必要となる重層的な取り組みであることから、既存業務との兼業ではなく、専任の担当者を置いてチームを組む体制が必要との指摘があった。

（4）宜野湾市での協議会設立への期待

宜野湾市ではいまだ住居支援協議会が立ち上がっていないことから、武蔵野市の実施要項等を参考にしながら、課題解決に向けて取り組んでほしいとの強い要望が示された。また、「居住安定援助計画」については、視察を通じて初めて市のホームページで認知した委員もあり、情報発信や庁内外への周知の遅れに対する課題意識も示された。

（5）取り組みへの高い評価と本市への応用

武蔵野市の「あんしん住まい推進協議会」の取り組みは、住まいを探せない高齢者や障がいのある方が安心して住み続けられる環境を整える、大変すばらしい先進事例であるとの評価が多く委員から寄せられた。

本市においても団塊の世代が後期高齢期を迎え、高齢者人口が年々増加している。身寄りのない高齢者への居住支援は重要な課題であり、武蔵野市の取り組みを参考にしながら高齢者福祉の支援体制を着実に推進すべきとの意見が示された。

（6）相談機能の重要性と福祉連携

生活保護受給者からの相談が多い一方で成約に至らないケースが多いが、相談対応自体がこの事業において重要な役割を果たしているとの指摘があった。福祉サービスとの連携や、不

動産会社との情報共有の工夫が引き続きの課題であり、居住支援法人の役割の重要性も認識された。

令和7年10月 宜野湾市議会 福祉教育常任委員会

福祉教育常任委員会 所管事務調査報告書（三鷹市小中一貫教育）

～コミュニティ・スクールを基盤とした教育改革への提言～

令和7年10月

宜野湾市議会 福祉教育常任委員会

1. はじめに

本報告は、三鷹市における「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」の視察調査に基づき、宜野湾市の教育課題解決に向けた提言をまとめたものである。

小中一貫教育とは、小学校と中学校の9年間を通じた系統的・連続的な教育課程により、いわゆる「中1ギャップ」の解消と確かな学力の定着を目指す取り組みである。三鷹市では、この小中一貫教育をコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と組み合わせることで、地域とともに子どもを育てる仕組みを構築している点に大きな特徴がある。

2. 現状の課題認識

（1）宜野湾市における学校運営協議会の実態

現在の宜野湾市の学校運営協議会は、以下のような課題を抱えている。

- ・ 学校長の教育目標や計画を「承認する」だけの形式的な会議運営
- ・ 学校内部の具体的課題や地域からの率直な意見交換の場が不足
- ・ 特定のテーマについて深く議論し、解決策を協働で考える機会の欠如
- ・ 先進事例の学習や視察などの研修機会がなく、委員の資質向上が図られていない
- ・ 結果として、学校長の方針を追認するだけの受動的な組織に留まっている

（2）教育現場が抱える構造的課題

中学校進学時の「中1ギャップ」、小中間の学習接続不足、教員の多忙化、PTA活動の組織力低下、地域の教育協力者の高齢化など、学校が単独で解決できない課題が山積している。これらの解決には、9年間を見通した教育計画と、地域社会との本質的な協働関係の構築が必要である。

3. 三鷹市に学ぶ「機能するコミュニティ・スクール」

（1）学園単位での協議会運営

三鷹市では、小中学校を「学園」として一体化し、学校運営協議会も学園単位で設置している。これにより、9年間を通じた子どもの育ちを地域全体で見守る体制が実現している。

（2）コミュニティ・スクール推進員の配置

各学園に「コミュニティ・スクール推進員」を専任配置し、学校と地域ボランティアとの連絡・調整を担うことで、教員の負担を増やさずに地域連携を継続的に実施できる仕組みとなっている。

(3) 「社会に開かれた教育課程」としての目標共有

学園の教育目標策定の段階から地域と協働し、地域が求める人材像や子どもたちに身につけてほしい力について対話を重ね、「学園の教育計画」として共有している。学校が一方的に目標を示すのではなく、地域とともに策定・実現に向けて協働するプロセスが確立されている。

(4) 実質的な議論を生む協議会運営

三鷹市の協議会は、単なる報告・承認の場ではなく、「いじめ防止」「キャリア教育の充実」など年度ごとに重点テーマを設定し、委員が主体的に議論し、具体的な取り組みを提案・実践している。また、先進校視察や研修会への参加により、委員の資質向上も図られている。

4. 想定される課題と対応策

(1) 教職員の負担増への懸念

対応策：コミュニティ・スクール推進員の配置により地域連携の事務負担を軽減。小中一貫教育コーディネーターの指名による運営面の円滑化。段階的導入により無理のない移行を実現。

(2) 保護者・地域の理解と参画

対応策：モデル校区での成果を丁寧に発信し、理解を促進。保護者や地域住民に対する説明会・学習会の開催。できる人ができる範囲で参加できる仕組みづくり。

(3) 予算・人員の確保

対応策：国の補助金（コミュニティ・スクール推進事業等）の積極的活用。モデル校区 1～2 地区での先行実施により、段階的に予算を確保。

5. 宜野湾市への具体的提言

(1) コミュニティ・スクール機能の抜本的見直し

現在の形式的な協議会運営を脱却し、以下の改革を実施する。

- ・ **協議会運営の質的転換：**年度ごとに重点テーマを設定し、熟議型の会議運営に転換
- ・ **コミュニティ・スクール推進員の配置：**モデル校区に専任の推進員を配置
- ・ **教育目標策定プロセスの改革：**地域とともに目標を策定し、協働で実現

(2) 小中一貫教育のモデル事業実施

全市一斉の導入は混乱を招くため、以下の手順で段階的に推進する。

第1段階（令和8～9年度）：モデル校区の指定と基盤整備。地理的条件を考慮し1～2校区を指定。コミュニティ・スクール機能を先行的に強化し、9年間を見通した教育計画を策定。

第2段階（令和10～11年度）：実践と検証。小中相互乗り入れ授業の試行、児童生徒の交流活動の計画的実施、教員の兼務発令や小中一貫カリキュラムの段階的導入。成果と課題の検証、他

校区への情報発信。

第3段階（令和12年度～）：市内全域への展開。モデル校区の成果を踏まえた全市展開、各中学校区単位での小中一貫教育の推進。

(3) 必要な予算措置

- **人的配置**：コミュニティ・スクール推進員：モデル校区に各1名（年間約300万円×2校区）
- **研修・視察費用**：協議会委員・教職員の先進地視察費用（年間約50万円）、講師招聘費用（年間約30万円）
- **活動費**：児童生徒交流活動費、教材開発費等（年間約100万円）
- **国庫補助の活用**：コミュニティ・スクール推進体制構築事業、小中一貫教育推進事業

6. おわりに

三鷹市の取り組みから学ぶべき最大の点は、「コミュニティ・スクールは形だけでは意味がない」ということである。地域と学校が本当の意味で協働し、9年間を見通して子どもを育てる仕組みをつくるには、専任の推進員配置や熟議型の協議会運営など、実質的な改革が不可欠である。

宜野湾市においても、現状の形骸化した協議会運営を見直し、地域の教育力を最大限に活かした学校づくりを進めることが求められる。まずはモデル校区での先行実施により成果を示し、その上で市内全域に展開していくことで、無理のない改革が可能となる。子どもたちの未来のために、今こそ教育改革に踏み出すべき時である。

7. 委員からの調査意見（アンケート要約）

(1) コミュニティ・スクールについて

各委員からは、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育に対して概ね高い評価が示された。特に、いじめ・不登校対策への効果、「学校づくりは地域づくり」という理念に基づくコミュニティ形成、そして地域学校協働活動の推進体制は高く評価され、本市への導入を求める声が複数あった。

一方、中1ギャップ解消の効果について、制度導入前との比較が困難であり、具体的な数値による検証が必要との指摘もあった。また、スクールコミュニティ推進員や地域学校協働活動推進団体が学校と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることへの理解が深まり、本市への配置・設立を望む意見が多く聞かれた。

学校三部制構想（昼間の学校教育・放課後の子どもの活動・夜間の生涯学習・地域活動）については、学校を地域の共有財産（コモンズ）として活用する発想として評価された。照明等の予算面での課題はあるものの、地域活動の場の確保や広域的なコミュニティ育成への貢献が期待され、本市においても学校施設の開放について調査・検討を求める意見が出された。なお、福祉分野における重層的支援との連携可能性も指摘された。

(2) 地域こどもクラブ事業について

地域こどもクラブ事業については、安全管理者を 2 名配置した運営体制や、学校ごとに名称・活動内容が異なる地域性を活かした運営方式が紹介された。委員からは、学校施設の開放と保護者・地域住民を巻き込んだ居場所づくりの仕組みとして本市への導入を求める意見が出された。

ただし、本市においては自治会や地域コミュニティの組織力が低下している現状を踏まえると、そのまま同制度を導入しても機能しない可能性があるとの慎重な意見もあった。地域の実情を十分に考慮した上での段階的な検討が必要とされる。

(3) 委員意見の総括

今回の三鷹市視察を通じて、全委員が共通して認識したのは、「学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの成長を支える仕組みづくり」の重要性である。三鷹市の取り組みは、学校教育にとどまらず、地域コミュニティの活性化や福祉施策との連携においても参考となるモデルを示している。本委員会としては、今回の視察で得た知見を踏まえ、本市の教育施策の充実に向けて積極的に提言・働きかけを行っていくものとする。